

学校いじめ防止基本方針

～わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない～



令和7年4月

高島市立マキノ中学校

目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	1
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義と態様	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	2
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組	
3	いじめの防止等の対策のための組織	
4	行動計画および年間計画	
5	重大な事態への対処	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
(別添1)	学校の取組	3
1	学校の取組	
(1)	教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
(2)	いじめの防止と早期発見	
(3)	いじめへの対処といじめの解消	
(4)	職員研修の充実	
2	家庭との連携	
(1)	保護者と学校が一体となった学校づくり	
(2)	保護者へのアンケートの実施	
(3)	いじめへの対応	
(4)	保護者会活動の促進	
3	地域との連携	
(1)	学校運営協議会との連携	
(2)	地域へのはたらきかけ	
(別添2)	いじめ防止等の対策のための組織	5
(別添3)	行動計画および年間計画	6・7

学校いじめ防止基本方針

高島市立マキノ中学校

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校として非常に大きな課題である。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という危機意識を強くもち、「人として絶対に許されない行為である」という共通認識のもとで、毅然とした対応が必要である。従って、本校ではいじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために『学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全校生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全校生徒がいじめを行わないことや、いじめを認識しながら放置することがないようにすること等、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国・県・市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの態様（いじめの態様には、以下のようなものがある。）

- ・冷やかしからかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの認知

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、学校に設置した「いじめ防止対策委員会」で協議する。

Ⅱ 学校における施策

1 学校の基本的施策

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、親身に指導を行うこと。
- (3) いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (4) いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかわる問題であること。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

2 学校の取組（詳細は別添1に記載する）

- (1) 教職員（いじめは絶対に許しません）
 - ① いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組む
 - ② 未然防止と早期発見に努める
 - ③ 職員研修の充実を図る
 - ④ 指導体制の強化に努める
 - ⑤ 説明責任を果たす
- (2) 生徒（いじめは絶対にしません）
 - ① いじめのない楽しい学校を自ら考え創造する
 - ② 学級活動などに意欲的に取り組む
 - ③ 先生や保護者の話を素直に聞く
- (3) 保護者・地域（いじめをしない子に育てます）
 - ① 子どもを見守り、向き合う
 - ② 保護者会活動を促進する
 - ③ 学校と協力して解決にあたる
 - ④ 地域ボランティアを推進する

3 いじめ防止等の対策のための組織（詳細は別添2に記載する）

いじめを認知した場合は、校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・該当生徒のクラス担任・養護教諭、その他（スクールカウンセラー等）とする。

4 行動計画および年間計画（詳細は別添3に記載する）

いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないとする共通認識のもと、いじめ防止に向け、「ストップいじめ行動計画」「ストップいじめ行動計画・年間計画」を着実に遂行し、いじめの未然防止に努める。

また、いじめ防止委員会が中心に定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、以下の対処を行う。

- (1) 事実関係の正確な調査・把握と高島市教育委員会への報告
- (2) 高島市教育委員会と協議の上、被害者、加害者また全体に具体的な指導方針の決定
- (3) 保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- (4) 警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- (5) 事態収束まで継続指導・経過観察

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

「ストップいじめ行動計画」「ストップいじめ行動計画・年間計画」を学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止委員会で点検し、定期的に見直すこととする。

(別添1) 学校の取組

Ⅰ 学校の取組

(1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

① 正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、生徒の正義感や人権尊重の意識等を育成します。

② わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。

③ 道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」(インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む)や「豊かな人間関係を育む力」を育成します。

④ 認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。

⑤ 生徒との信頼関係づくり

生徒が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。

⑥ 生徒による主体的な活動の展開

学級活動や生徒会活動等において、いじめ対策にかかる集会やいじめ根絶強調週間を設けるなどして、生徒同士が支え合う主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

(2) いじめの未然防止と早期発見

① 些細な変化を見逃さない取組

生徒の些細な変化を見逃さないように休み時間や放課後等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、生徒とのふれあいに努めます。

② 生徒へのアンケートの実施

いじめ振り返りアンケートを二週間に1回程度、実施し、いじめをはじめとする生徒の悩みや訴えを早期に把握します。学校の実態に応じて、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、生徒の実態の把握に努めます。

③ 教育相談の実施

教育相談を定期的に実施し、いじめをはじめとする悩みや課題を生徒の心情に寄り添い共感的な理解に努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行います。

④ 情報モラル研修会等の実施

インターネットから発信される情報の高度な流通性や発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえて、インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的に対処するために外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を実施し、啓発活動を行います。

⑤ 情報交換会等の実施

全教職員が生徒の些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう月1回以上の割合で情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行います。

(3) いじめへの対処といじめの解消

①「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

②全教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案を把握した際は、直ちにいじめ防止対策委員会を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

③スクールカウンセラーや各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーや教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切にいじめの早期解決および事後のケアに協力して取り組みます。

④いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめの解消については、いじめにかかる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続しており、なおかつ被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされている必要があります。解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、当該いじめの被害生徒・加害生徒を日常的に注意深く見守ります。

(4) 職員研修の充実

①指導力の向上

生徒や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど、自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

②校内研修の充実

生徒や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修、いじめに関する職員研修会を実施します。

2 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や生徒の様子を今まで以上に学校便りや学年通信等で情報発信を行い、保護者会との協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

また、インターネットによるいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議します。

(2) 保護者へのアンケートの実施

学期に1回は家庭いじめ点検アンケートを実施し、保護者と連携していじめの未然防止に努めます。

(3) いじめへの対応

保護者との連絡をより密にして、生徒の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力しながらいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

(4) 保護者会活動の促進

保護者活動で、「いじめの未然防止」等（インターネットを含む）に関する研修会等を実施する等、教職員と保護者が生徒の様々な課題等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

3 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求める等、学校の取組内容を確認します。

(2) 地域への働きかけ

学校の取組や生徒の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、生徒に関する課題について、理解と協力を求めます。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織(高島市立マキノ中学校)

いじめ認知

(重大事態を含む)
校長・教頭

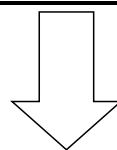
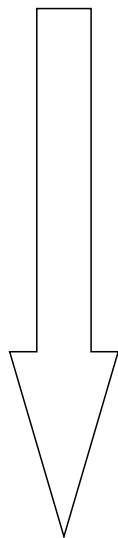
「いじめ防止委員会」

開催日: 毎月開催

構成: 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事
学年主任・養護教諭
その他(スクールカウンセラー等)

内 容

- 学校いじめ基本方針の作成
- いじめ行動計画、年間計画作成
- いじめ行動計画、年間計画修正
- 研修会の企画・立案
- アンケートの実施と結果報告
- 未然防止の取組
- 早期発見の取組
- いじめの解消に関すること
- 各クラスの状況報告
- 未然防止に向けて生徒会や保護者会
へのはたらきかけ



いじめ防止対策委員会

- ◆開催日: いじめが疑われる事案を把握した時点で、速やかに開催する。
そして事態収束まで開催する。
- ◆構成員: 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・該当学級担任・養護教諭
・その他(スクールカウンセラー等)
- ◆記 録: 事実関係およびいじめ防止対策委員会の内容等を記録に残す。
- ◆内 容:
 - 1 事実関係の正確な調査・把握と高島市教育委員会への報告
 - 2 高島市教育委員会と協議の上、被害者、加害者また全体に対して、
具体的な指導方針を決定
 - 3 保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
 - 4 警察等関係機関と連携を図りながらいじめの解決指導
 - 5 事態収束まで継続指導・経過観察

(別添3)

ストップいじめ行動計画

高島市立 マキノ中学校

わたしたちは、いじめ を しない させない 見逃さない

教 員 (いじめは絶対許しません)

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- わかる授業、魅力ある授業・道徳教育の充実「言語活動の充実」に取り組みます。
- 『いじめを絶対に許さない』『いじめられている人を守り通す』を実践します。
- 特別活動の充実・教育相談体制の充実に取り組みます。

未然防止と早期発見に努めます

- 2週間ごとに『振り返りシート』(いじめチェック)で実態を把握し、指導に役立てます。
- 学期に1回以上家庭いじめ点検を行い、実態を把握し未然防止を図ります。
- 「生活ノート」で日常の生徒の様子や変化を把握し、未然防止・早期発見に努力します。
- 学期ごとの点検アンケートと定期的教育相談、および必要に応じた教育相談を実施します。

職員研修の充実を図ります

- 生徒指導(インターネット関連の取組を含む)の研修を充実します。
- 教育相談の研修を充実します。
- 生徒指導体制について定期的に話し合います。

指導体制の強化に努めます

- 職員会議等ごとの生徒指導の内容を充実し、生徒の実態の理解と対策の向上を図ります。
- 毎日の打ち合わせの中で、生徒指導の方針・対策を確認します。
- 月ごとの生徒指導の方針を実行します。
- 「振り返りシート」で即座に教育相談を行います。

説明責任を果たします

- 学校評価等を公表し達成状況を伝えます。
- 加害被害の保護者には、必ず「事実の報告」を迅速に行い、解決に向け理解と協力を得ます。
- 学校での諸課題を連絡し、保護者・地域とともに協力して解決します。

子ども (いじめは絶対しません)

いじめのない楽しい学校をつくります

- 挨拶・正しい言葉遣いをしっかりします。
- 「いじめを許さない」という気持ちを持ち、人のことを考えた言動をします。
- いじめを見かけたら、すぐに伝えます。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 学級で生活について話し合います。(インターネット等の正しい使い方を含む)
- 生徒会でいじめをなくす活動をします。
- 決めたことはみんなで守ります。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 注意を素直に聞き行動を改めます。
- 悩みは一人で抱え込みません。
- ためらわず大人に相談します。

保護者 (いじめをしない子に育てます)

子どもを見守り、向き合います

- 子どもとふれあう時間を大事にし、変化を見逃しません。
- あいさつ、声かけを進んでしていきます。
- 「いじめはしてはいけない」としっかり指導します。

保護者会活動を促進します

- 保護者や地域の連携を深め、協力していじめをなくします。
- ひびきあい活動等の研修会(インターネット関連の取組を含む)で話し合います。

学校と協力し解決にあたります

- 小さなことでもすぐに学校へ連絡・相談します。
- 学校と歩調を合わせた子育てをします。

2025年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」		
	(高島市立マキノ中学校)	
月	教職員・生徒の取組や活動	保護者・地域との取組や活動
4月	☐ 情報交換、指導記録の引継「職員会議・学年集会」 ☐ いじめ対策に係る共通理解「職員会議」 ☐ いじめ防止委員会の編成・会議「職員会議」 ☒ いじめをなくす宣言「始業式・学年集会・学級活動」 ☒ 生徒会主催のオリエンテーションと縦割り班活動 ☐ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり「学級活動」 ☒ 〇いじめ振り返りシート（第1回）・教育相談 ☐ あいさつ運動	☒ いじめ対策についての協議「役員会」
5月	☒ いじめ対策に関する研修(インターネットを含む)「校内研修」 ☐ あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☒ いじめを許さない学校づくり「学級活動・生徒会総会」 ☒ 〇いじめ振り返りシート（2回）教育相談 ☐ 〇体育祭を通じた集団・仲間づくりを進めるための手立ての協議「生徒会役員会」 ☐ 〇学校開放 ☐ 〇体育祭・集団、人間関係づくり「体育祭」	☐ △保護者へのいじめ対策についての説明と啓発「保護者会総会」 ☐ ◇今年度のいじめ対策についての説明「学校運営協議会」 ☐ △〇体育祭の参観「体育祭」
6月	☒ 〇いじめ振り返りシート（第3回）・教育相談 ☐ いじめ防止委員会 ☐ あいさつ運動 ☒ 情報モラル研修(携帯・ライン等) ☐ 〇全校集会、生徒会による自治的な活動 ☐ 〇学校開放	☒ ▲家庭いじめ点検アンケートとお願い→7月に実施
7月	☒ 〇いじめ振り返りシート（第4回）・教育相談 ☐ 生徒振り返りアンケート ☐ いじめ防止委員会 ☐ 教師・生徒・保護者の意見の集約「学校評価」 ☐ あいさつ運動 ☐ 〇全校集会、生徒会による自治的な活動	
8月	☐ 〇1学期のいじめ対策の反省と2学期の取組の協議「職員会議・研修」 ☐ いじめ防止委員会 ☐ 〇文化祭を通じた集団づくり、仲間づくりを進めるための手立ての協議「生徒会役員会」	☐ △親子ふれあい強化月間「夏季休業」 ☐ ◇1学期の反省と今後の取組についての協議「学校運営協議会」
9月	☐ 〇学級組織づくり（1学期の反省や生徒観察を生かす） ☐ あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☐ 〇文化祭を通じた集団作り、人間関係づくり「文化祭」 ☒ 〇いじめ振り返りシート（第5回）・教育相談 ☐ 〇学校開放	☐ △◇文化祭の参観
10月	☒ 〇いじめ振り返りシート（第6回）・教育相談 ☐ 〇リーダーズトレーニング（新部活動正副キャプテン） ☐ いじめ防止委員会 ☐ 〇全校集会、生徒会による自治的な活動 ☒ 〇生徒会選挙と選挙活動（学習を生かす場） ☐ 〇〇マラソン大会を通じた集団作り、人間関係づくり	☐ △◇マラソン大会の参観
11月	☐ 〇あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☒ 〇いじめ振り返りシート（第7回）・教育相談 ☐ 〇全校集会、生徒会による自治的な活動、マキノ祭 ☐ 〇学校開放	☒ ▲家庭いじめ点検アンケートとお願い
12月	☐ 〇あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☐ 〇人権意識啓発のための取組「学級活動・道徳」 ☐ 〇生徒や保護者の意見の集約「学校評価」 ☐ いじめ撲滅推進活動（人権週間）「生徒集会」 ☒ 〇いじめ振り返りシート（第8回）・教育相談 ☐ 〇生徒振り返りアンケート ☐ 〇生徒会新執行部研修会	☐ △親子ふれあい強化週間「冬季休業」 ☐ ◇2学期の反省と今後の取組についての協議「学校運営協議会」 ☐ △広報による人権週間の取り組み報告
1月	☐ 〇あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☒ 〇いじめ振り返りシート（第9回）・教育相談	☐ ◇1年間の取組と今後の取組についての協議「学校運営協議会」
2月	☒ 〇いじめ振り返りシート（第10回）・教育相談 ☐ 〇あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☐ 〇全校集会、生徒会による自治的な活動 ☐ 〇学校開放	☒ ▲家庭いじめ点検アンケートとお願い
3月	☐ 情報交換、指導要領の引継「小中連絡会・中高連絡会」 ☐ 〇あいさつ運動 ☐ いじめ防止委員会 ☒ 〇いじめ振り返りシート（第11回）・教育相談 ☐ 〇全校集会、生徒会による自治的な活動	☐ ◇1年間の取組の評価についての協議「学校運営協議会」
年間を通して	☐ 〇〇教職員・生徒会による朝のあいさつ運動「毎日」 ☒ 〇休み時間・昼休みの校内巡視「毎日」 ☐ 〇打合せ(全職員) ☒ 〇情報交換(校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭) ☐ 〇管理職等による授業参観「毎日」 ☐ 〇情報交換会(全教職員)「職員会議」 ☐ 〇いじめに関わる心に響く講話「全校集会」 ☐ 〇いじめ防止委員会「毎月」	☒ ▲家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ごはんへの取組「毎日」 ☐ △授業や休み時間の過ごし方等の参観「学校開放日」 ☐ △登下校時の立ち番「毎月」 ☒ ▲家庭いじめ点検アンケートとお願い「年間3回」 ☐ ◇ボランティア活動による生徒との交流 ☒ ◆朝の見守り活動(月2回)民生委員児童委員
☐ ：教職員の取組や活動 ☐ ：児童生徒の取組や活動 ☐ ：保護者の取組や活動 ☐ ：地域の取組や活動 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークをつける)		